主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三文字一郎の上告趣意について。

酌量減軽をするかどうかは、原事実審の裁量に属するから、所論は、結局量刑不 当の主張に帰し刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により全裁判官の一致で主文のとおり判決する。

検察官 浜田龍信関与

昭和二六年九月六日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官